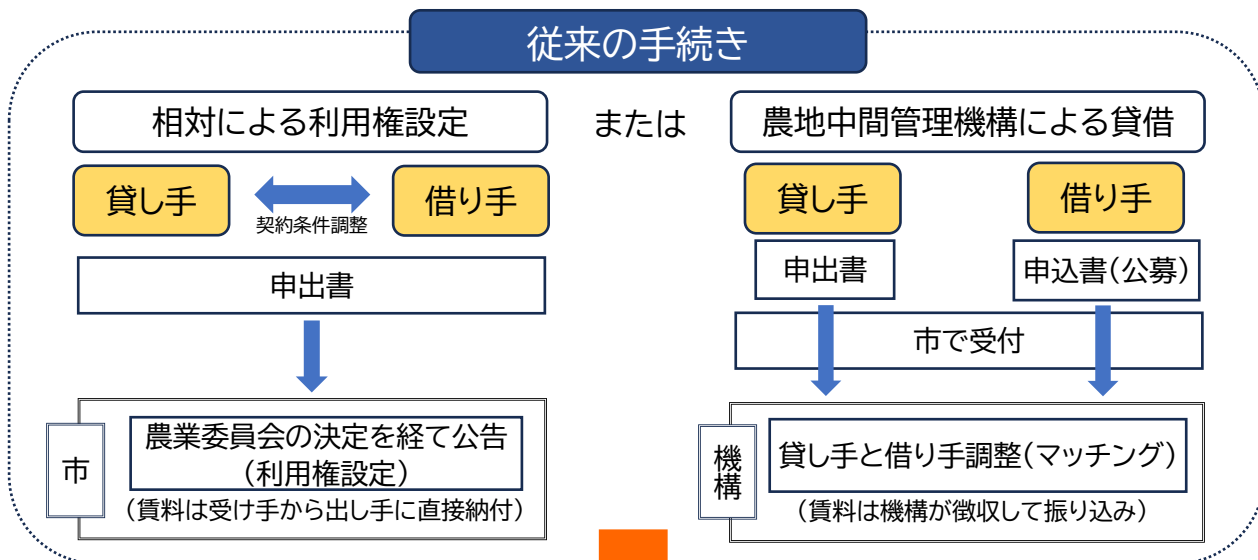


農地の貸借の手続きが変わります

【変更ポイント】

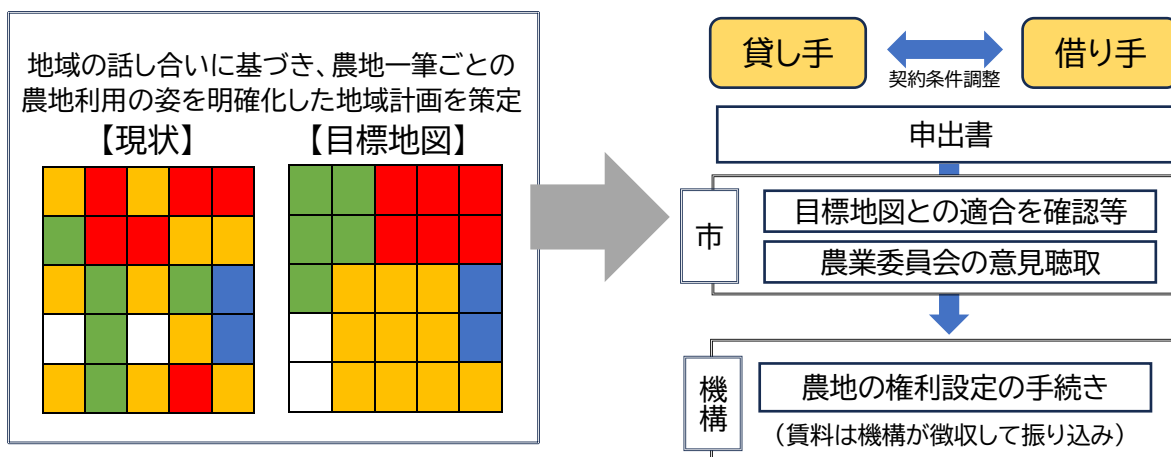
- 令和5年4月1日から関係法令の改正により貸し手と借り手の相対による利用権設定の手続きが廃止され、農地中間管理機構が仲介する方式になりました。
- 農地法第3条による貸借制度は存続します。
- 農地中間管理機構による貸し手と借り手の公募制のマッチングは廃止され、地域の話し合いによる「地域計画」に基づき農地の貸借の手続きを行うことになります。
- 「地域計画」が未策定の地域にある農地については、貸し手、借り手双方からの申出により農地中間管理機構を通じての利用権を設定することになります。

従来の手続き



令和5年4月からの手続き

農地中間管理機構による貸借



農地中間管理事業 Q&A

Q1 農地中間管理機構とはどういったもの？

A1 県知事の指定を受けた農用地の中間的受け皿となる機関(機構)が、地域計画に基づき所有者から農用地を借り受け、担い手等に貸し付ける事業などを行うものです。兵庫県では、公益社団法人ひょうご農林機構が指定を受けています。

Q2 「地域計画」とは？

A2 地域での話し合いにより目指すべき将来の農業のあり方と農地利用の姿を明確にする計画です。※地域計画がまだ策定されていない地域であっても、貸し手・借り手双方の申出により農地中間管理機構を通じての権利設定は可能です。

Q3 事業を利用すると手数料がかかる？

A3 貸借事務にかかる手数料はかかりません。

Q4 貸借期間は何年？

A4 原則10年以上 50 年以下です。

Q5 貸借期間途中で解約はできる？

A5 貸し手と借り手の双方が合意している場合は可能です。所定の様式により届け出てください。

Q6 使用貸借と賃貸借のどちらでも設定可能か？

A6どちらでも設定可能です。貸し手と借り手で協議してください。

賃貸借の場合は、農地中間管理機構が、借り手から賃料を徴収し、貸し手に支払われます。借り手からの徴収は、機構が発行する請求書に基づき金融機関へ振り込んでいただき、貸し手への支払いは、届出いただいた金融機関の指定口座へ機構から振り込まれます。

※米等の収穫物による物納の取り扱いはありませんので、当事者間でご対応ください。

※振込手数料が発生する場合は、振込者(借り手)負担となります。

Q7 現在設定中の相対による利用権設定は令和7年3月31日以降無効になるのか？

A7 契約期間中の相対による利用権設定は、令和7年3月31日以降であっても、その契約期間満了まで有効です。期間満了後、再度設定される場合は、農地中間管理機構を通じて設定いただくか、農地法第3条による貸借の手続きが必要です。

Q8 申し込みから権利設定までどのくらいかかる？

A8 申し込みいただいた月から、設定完了まで約3ヶ月かかります。